



水水ポイントってなに？

元気大津づくり活動あなたもはじめてみませんか？

大津町のためのあなたの活動がポイントに変わります！

■申し込み・問い合わせ 役場総合政策課 地域づくり推進係 ☎096(293)3118

「水水ポイント」とは

「水水ポイント」は、「元気大津づくり活動」に応じて付与されるポイントのことです。活用方法が、申請により個人・団体の2種類に分かれており、貯まったポイントを、個人の場合は、町指定ごみ袋との交換や町トレーニングルーム利用のために使用できます。団体活動分は、その団体に助成金として交付することができます。

事前に登録をする必要があります。個人、団体で登録が異なりますのでご相談ください。

申請方法

個人活動分

・個人用活動報告書に記入集計して、申請してください。

「水水」ポイント

・町指定ごみ袋の交換
・トレーニングルーム利用

団体活動分

・団体用活動報告書に代表者が参加人数と活動写真を添付し申請してください。

「水水」ポイント

・登録団体へ現金に交換して助成金として交付

どんな活動が対象になるの

「元気大津づくり活動」は、皆さんが自主的に行う活動のことで『町内で住民が自発的な意志に基づいて、他人または地域社会に貢献する目的を持って「無報酬」で行う行為』をいいます。水水ポイントに交換可能な活動は次のA～Eと町主催のイベントの6つに分かれています。

A 町の美観を保つ活動

- 道路や公園の草取りをする
- 公共の場所のゴミを拾う
- 道路を清掃する など



B 地域安全活動

- 防災、防犯パトロールをする
- 通学路の安全確保をする
- カーブミラーを磨く など



C 支え愛(あい)活動

- 高齢者の安否の確認
- 子ども食堂の開催
- 近所の高齢者を病院送迎
- 献血をする
- 地域福祉などの座談会の参加 など



D 地域環境活動

- 資源回収をする
- 通勤を車から自転車やバスにする
- 廃食用油を提供する など



E 健康増進活動(以下の5つのみ)

- ウォーキング
- ジョギング
- 体操
- 通いの場づくりへの参加
- 町主催の健康づくり活動への参加



Ex 町主催イベント参加(個人のみ)

- 町主催の健康イベントなどに参加
- ※対象となるイベントなどは担当課から別途お知らせします。



- 注** ①他の補助事業と重複はできません。※地域づくり活動支援事業だけは例外です。
②個人と団体の活動分を同時に計上はできません。

令和2年度水水ポイント交換を開始

令和2年度中に行われた「元気大津づくり活動」について「水水」ポイントでの交付を行います。

- 申請窓口 役場総務課 まちづくり推進室
- 申請期間 4月5日(月)～5月28日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日、祝日を除く)

●申請書類

- 令和2年度元気大津づくり活動報告書(黄色)
- 団体もしくは代表者の印鑑(団体の場合のみ)
- 代理の人(家族以外の人)が申請する場合は「委任状」

令和3年度活動報告書を送付します

すでにご登録いただいている人と団体代表者には、4月初旬に令和3年度分の活動報告書を送付します。更新の手続きなしに送付するため、登録の解除を希望する場合はご連絡ください。

また、新規登録には申請が必要です。印鑑を持参の上、役場総務課までお越しください。

■問い合わせ 役場総合政策課 地域づくり推進係 ☎096(293)3118

令和3～5年度分の介護保険料を見直しました

■問い合わせ 役場介護保険課 介護保険係 ☎096(293)3511



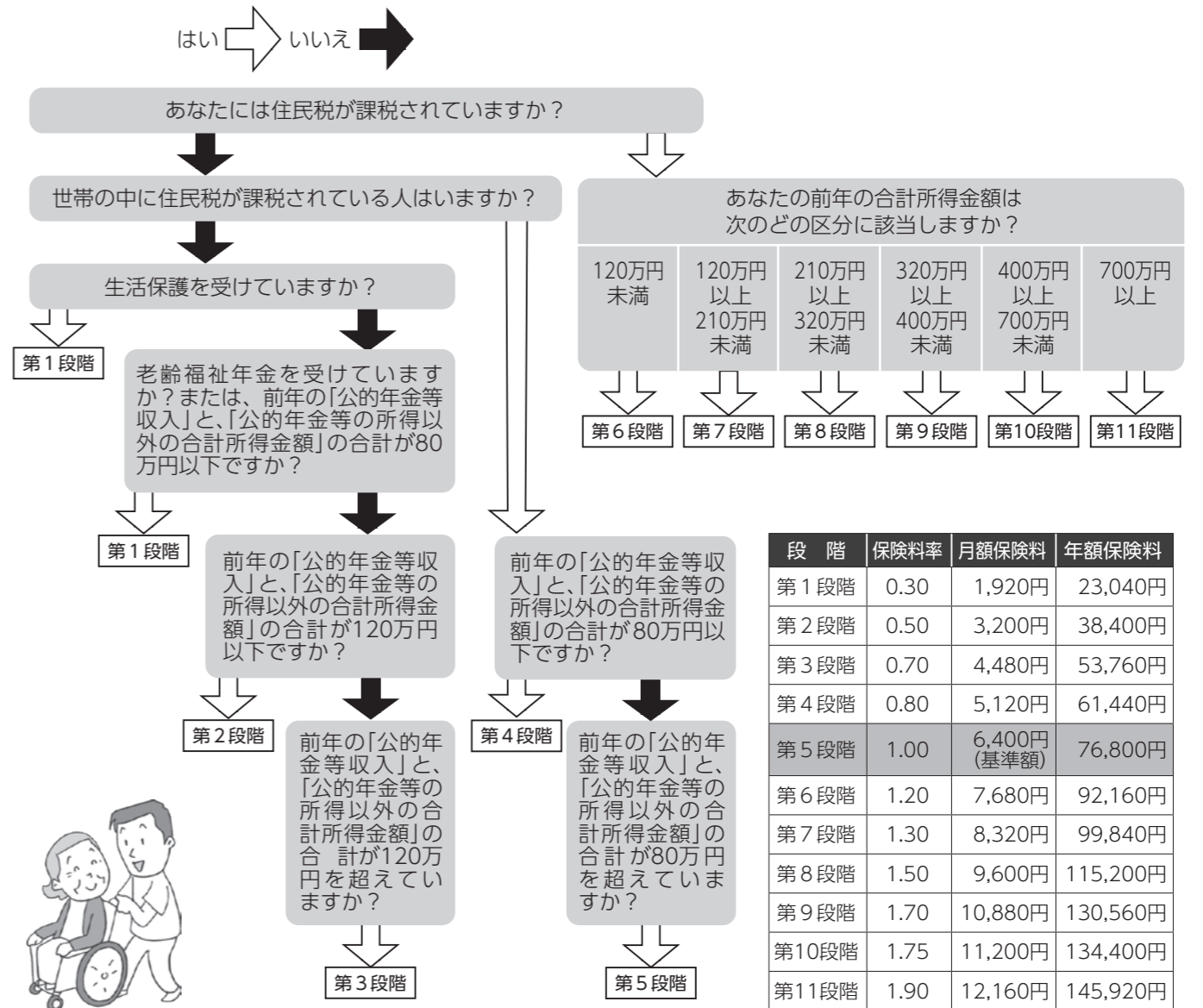
65歳以上の人の介護保険料基準額は、市町村ごとの介護保険事業計画に基づいて3年ごとに見直されます。この介護保険事業における介護給付費用と、地域支援事業に必要な費用を合わせた見込額のうち、50%を国・県・町が、27%を40歳～64歳までの人が、23%を65歳以上の人がそれぞれ負担しています。令和3年度から5年度分の介護保険料基準額について、次のように見直しました。

※基準額 平成30年度～令和2年度 6,750円 → 令和3～5年度 6,400円

介護保険料は個人ごとに算定され、本人の所得や住民税の課税状況、世帯の住民税課税状況などによって決まります。

■あなたの介護保険料は？

65歳以上の皆さんの令和3年度の介護保険料額は6月中旬ごろに決定し、郵便でお知らせします。



公的年金収入・・・前年の税法上課税対象となる公的年金など(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

合計所得金額・・・前年の収入金額から必要経費などに相当する額を差し引いた金額。税法上の各種所得控除(配偶者控除や医療費控除など)や株式などの譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額です。ただし、土地・建物などの譲渡所得の特別控除は控除します。なお、合計所得がマイナスの場合は、0円として計算します。